

## 平成21年度市町村等健全化判断比率等について(速報値)

### <ポイント>

- 今年度、県内40市町村で健全化判断比率が早期健全化基準以上となる団体は、前年度に引き続き、将来負担比率での大鰐町の1団体のみで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率では該当なし（財政再生基準以上は該当なし）
- 公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となる会計は14会計（11団体）で、前年度と比較すると、会計・団体数は1会計・1団体増加（1会計・1団体減少、2会計・2団体増加）

## 1 財政健全化法について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（いわゆる「財政健全化法」）が、平成20年4月から一部施行され、財政の健全度を示す、健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標）及び公営企業会計に係る「資金不足比率」を議会に報告し、住民に公表することとなった。

平成21年4月から、財政健全化法が全面的に施行され、健全化判断比率が早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を定めることとなった。

将来負担比率を除く3指標について、早期健全化基準よりも悪化し、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定めることとなる。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を定める「経営健全化団体」となる。

## 2 健全化判断比率について

### ① 実質赤字比率

○実質赤字比率は、一般会計や一部の特別会計(以下、「一般会計等」という)について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して表した指標である。

#### ◆実質赤字額・実質赤字比率の状況

県内市町村のうち、実質収支が赤字の団体、つまり実質赤字のある団体は、前年度と同じ2団体(むつ市、鯨ヶ沢町)であり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、いずれの団体も早期健全化基準未達となっている。

○実質赤字のある団体

(単位:百万円、%)

団体名	実質赤字額		実質赤字比率		早期健全化 基準	財政再生 基準
		20年度		20年度		
むつ市	731	1,462	4.18	8.59	12.62	20.00
鯨ヶ沢町	445	160	9.27	3.26	15.00	20.00

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、11.25%～15.00%となっている。

### ② 連結実質赤字比率

○連結実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等や水道事業会計等の公営企業会計など、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模の額で除して表した指標である。

#### ◆連結実質赤字額・連結実質赤字比率の状況

県内市町村のうち、連結実質収支が赤字の団体、つまり連結実質赤字のある団体は、前年度と同じ5団体(黒石市、むつ市、鯨ヶ沢町、大鰐町、中泊町)であり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、いずれの団体も早期健全化基準未達となっている。

○ 連結実質赤字のある団体

(単位:百万円、%)

団体名	実質赤字額		実質赤字比率		早期健全化 基準	財政再生 基準
		20年度		20年度		
黒石市	474	828	5.19	8.82	18.49	40.00
むつ市	147	1,937	0.83	11.38	17.62	40.00
鱒ヶ沢町	370	39	7.73	0.80	20.00	40.00
大鰐町	531	557	14.02	15.36	20.00	40.00
中泊町	259	218	5.19	4.45	20.00	40.00

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、16.25%～20.00%となっている。

※ 財政再生基準は、H20、21決算が40%、H22決算が35%、H23以降が30%の経過措置が設けられている。

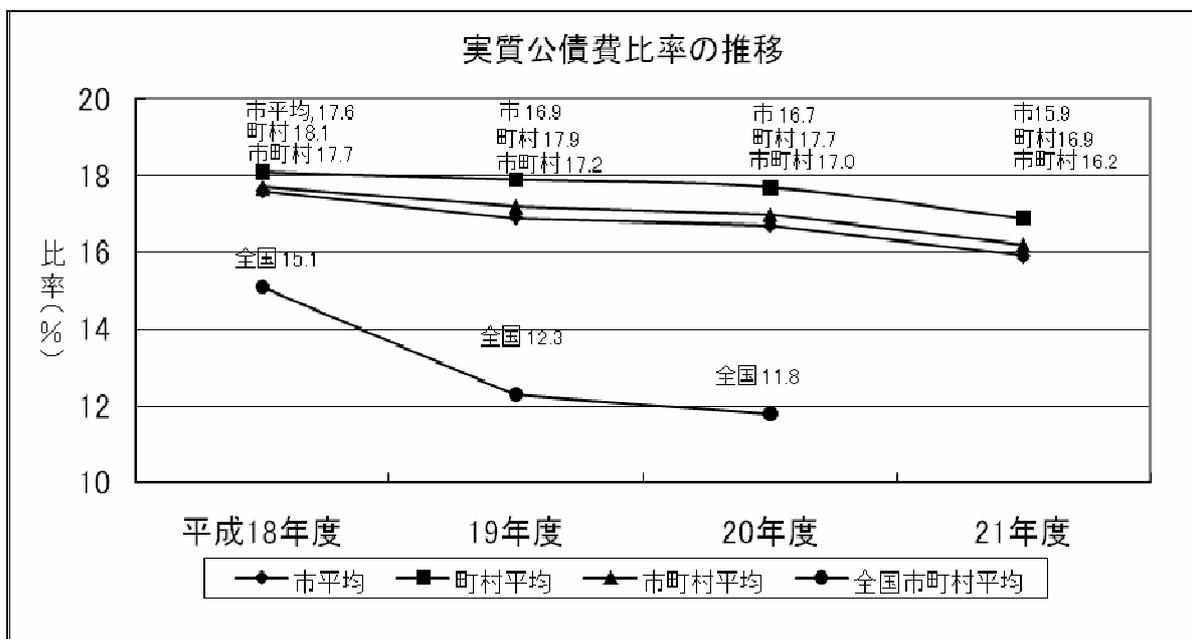
### ③ 実質公債費比率

○実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

#### ◆実質公債費比率の状況

県内市町村全体における、実質公債費比率(加重平均)は、16.2%(前年度 17.0%)となっており、すべての団体が早期健全化基準(25.0%)未満となっている。

なお、実質公債費比率は、18年度から、地方債の発行が従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であるが、18%以上の団体は、地方債の発行に当たって引き続き許可が必要となり、本県では、22団体(前年度21団体)が18%以上となっている。



#### ④ 将来負担比率

○将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることのできる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

##### ◆将来負担比率の状況

県内市町村全体における、将来負担比率(加重平均)は、155.0%(前年度 170.9%)となっており、そのうち早期健全化基準(350.0%)以上となる団体は、前年度に引き続き、大鰐町の1団体となっている。

県内市町村全体における、将来負担比率の構成要素をみると、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の占める割合が高く、将来負担比率を引き下げる要素としては、将来の普通交付税に算入される標準財政需要額算入見込額の占める割合が高い。

##### ○ 将来負担比率の構成要素の内訳(市町村全体)

(単位:百万円)

	将来の負担となる額		21年度計	20年度計
	21年度計	20年度計		
			1,303,026	1,325,873
地方債の現在高	785,553	791,868		
債務負担行為に基づく支出予定額	14,948	15,246		
公営企業債等繰入見込額	318,619	314,167		
組合等地方債現在高負担等見込額	44,555	52,953		
退職手当負担見込額	118,385	125,688		
設立法人の負債等負担見込額	9,141	11,216		
土地開発公社	3,165	4,765		
第三セクター等	5,976	6,451		
連結実質赤字額	1,781	3,579		
組合等連結実質赤字額負担見込額	10,044	11,156		
負担減の要素				
充当可能基金	81,737	72,411		
充当可能特定歳入	47,748	46,548		
基準財政需要額算入見込額	690,508	684,568		
充当可能財源等	819,993	803,527		

将来負担額  
(市町村全体)  
**483,033**  
百万円  
～前年度～  
**522,346**  
百万円

差引

将来負担比率  
(市町村全体)  
**155.0%**  
～前年度～  
**170.9%**

##### ○ 将来負担比率が早期健全化基準以上の団体

(単位:百万円、%)

団体名	将来負担額		将来負担比率		早期健全化 基準
	20年度	21年度	20年度	21年度	
大鰐町	11,871	12,122	367.0	392.6	350.0

※ 将来負担比率は、ストック指標であり、それ自体では直ちに財政悪化が切迫した状況を表しているとは必ずしもいえないことなどから、財政運営の自由度を制約する「財政再生基準」は設定されていない。

※ 将来負担比率が早期健全化基準以上となっても、財政再生基準を上回った場合は異なり、起債の制限などの財政運営上の規制を受ける対象とはならない。

### 3 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する割合を比率で表した指標である。

#### ◆資金不足比率の状況

県内市町村及び一部事務組合の経営する公営企業会計（158会計）のうち、資金不足のある公営企業会計は21会計（15団体）あり、そのうち資金不足比率が経営健全化基準（20.0%）以上となる公営企業会計は14会計（11団体）となっている。

前年度と比較すると、第三セクター等改革推進債の活用や一般会計からの繰入金の増などによって、資金不足のある会計・団体数は4会計・4団体減少したものの、一方で経営健全化基準以上となる会計・団体数は1会計・1団体増加（1会計・1団体減少、2会計・2団体増加）している。

#### ○ 資金不足のある公営企業 （単位：百万円、%）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				20年度	20年度	20年度	20年度
青森市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	389	371	17.8	14.6
弘前市	病院事業会計	病院事業	法適	185	254	5.0	7.3
	岩木観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	658	665	2,106.3	1,879.4
八戸市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	698	885	55.1	66.9
黒石市	病院事業会計	病院事業	法適	490	572	11.4	12.6
	下水道事業会計	下水道事業	法適	1,588	1,527	534.3	515.1
	温泉供給事業特別会計	観光施設事業	法非適	141	165	955.0	1,417.3
	観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	173	205	8,163.8	9,308.1
五所川原市	病院事業会計	病院事業	法適	441	337	6.8	5.4
十和田市	病院事業会計	病院事業	法適	1,547	718	27.8	14.3
平内町	国民健康保険平内中央病院事業会計	病院事業	法適	110	174	10.8	16.1
大鰐町	病院事業会計	病院事業	法適	122	140	16.3	18.9
	休養施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	296	326	274.3	316.1
	温泉事業特別会計	観光施設事業	法非適	172	250	962.2	1,441.8
田舎館村	田舎館村下水道事業会計	下水道事業	法適	83	274	80.8	283.3
板柳町	国民健康保険板柳中央病院事業会計	病院事業	法適	388	468	52.0	63.2
鶴田町	病院事業会計	病院事業	法適	682	749	63.7	61.7
三戸町	病院事業特別会計	病院事業	法適	30	39	1.8	2.5
公立金木病院組合	病院事業会計	病院事業	法適	1,372	1,247	95.6	88.8
一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	病院事業	法適	5,226	5,975	45.1	51.8
北部上北広域事務組合	病院事業会計	病院事業	法適	509	269	23.1	11.3

#### ○ 資金不足が解消された公営企業 （単位：百万円、%）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				20年度	20年度	20年度	20年度
むつ市	用地造成事業会計	宅地造成事業	法非適	-	1,279	-	89.9
つがる市	病院事業会計	病院事業	法適	-	21	-	1.2
今別町	今別地区簡易水道特別会計	簡易水道事業	非適	-	9	-	10.0
外ヶ浜町	簡易水道事業特別会計	簡易水道事業	非適	-	6	-	7.0

参考1

平成21年度健全化判断比率の状況

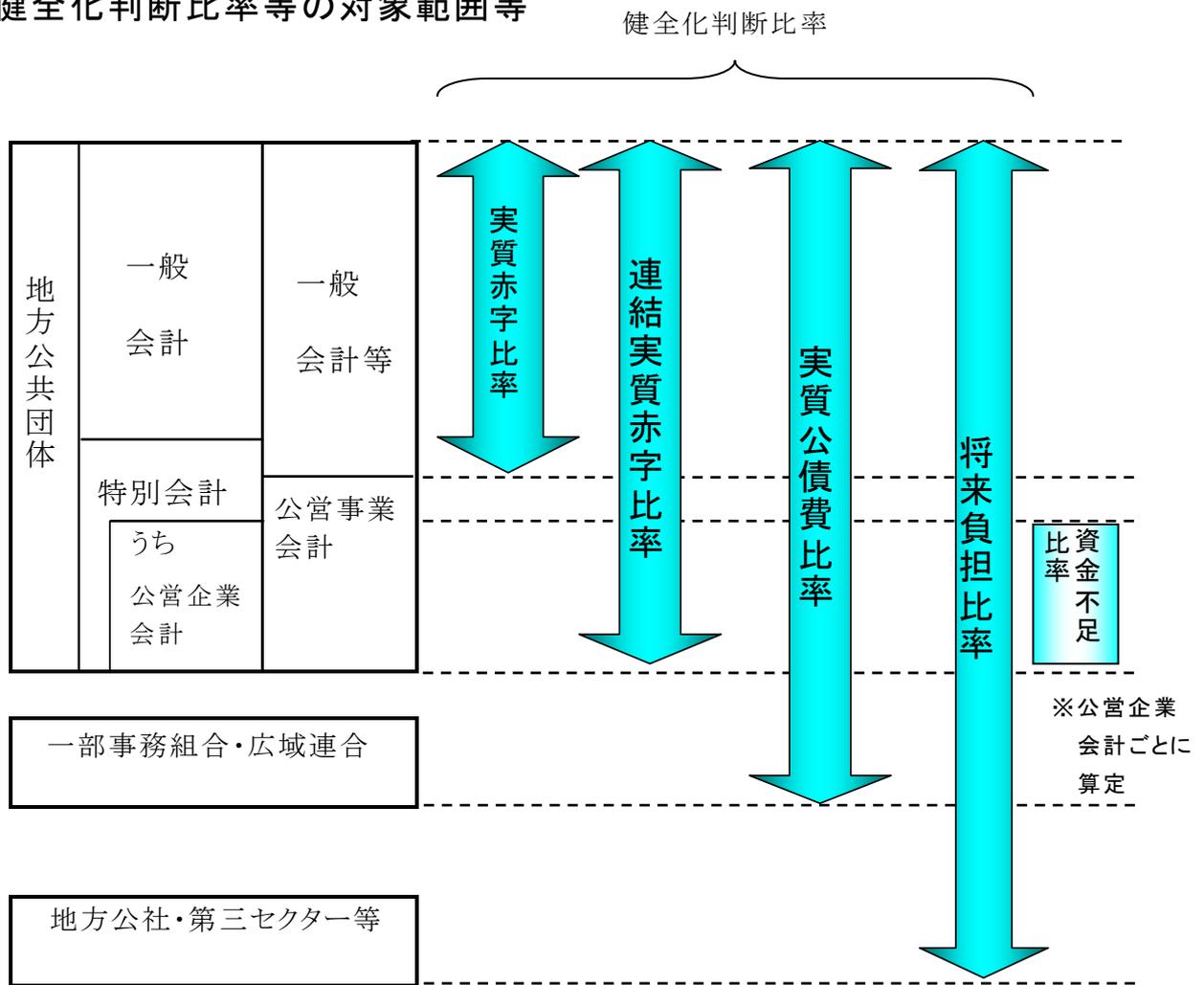
(単位:%)

		実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
		20年度	21年度	H21基準値		20年度	21年度	H21基準値		20年度	21年度	H21基準値		20年度	21年度	H21基準値
				早期健全化基準	財政再生基準			早期健全化基準	財政再生基準※			早期健全化基準	財政再生基準			
1	青森市	-	-	11.25	20.00	-	-	16.25	40.00	13.9	13.8	25.0	35.0	181.0	160.8	350.0
2	弘前市	-	-	11.40	20.00	-	-	16.40	40.00	13.7	13.7	25.0	35.0	120.3	111.5	350.0
3	八戸市	-	-	11.26	20.00	-	-	16.26	40.00	17.2	16.9	25.0	35.0	187.5	170.4	350.0
4	黒石市	-	-	13.49	20.00	8.82	5.19	18.49	40.00	24.9	24.5	25.0	35.0	285.7	255.0	350.0
5	五所川原市	-	-	12.65	20.00	-	-	17.65	40.00	22.5	21.2	25.0	35.0	185.4	166.2	350.0
6	十和田市	-	-	12.60	20.00	-	-	17.60	40.00	15.0	15.2	25.0	35.0	134.1	127.6	350.0
7	三沢市	-	-	13.33	20.00	-	-	18.33	40.00	19.6	18.4	25.0	35.0	196.1	181.5	350.0
8	むつ市	8.59	4.18	12.62	20.00	11.38	0.83	17.62	40.00	20.2	19.8	25.0	35.0	261.4	242.5	350.0
9	つがる市	-	-	12.89	20.00	-	-	17.89	40.00	17.9	18.2	25.0	35.0	211.1	192.9	350.0
10	平川市	-	-	13.14	20.00	-	-	18.14	40.00	19.9	18.1	25.0	35.0	135.2	106.8	350.0
11	平内町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	16.9	15.9	25.0	35.0	150.5	128.4	350.0
12	今別町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	18.4	15.9	25.0	35.0	175.4	158.7	350.0
13	蓬田村	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	20.0	18.3	25.0	35.0	105.7	76.0	350.0
14	外ヶ浜町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	20.5	19.2	25.0	35.0	186.9	181.5	350.0
15	鱒ヶ沢町	3.26	9.27	15.00	20.00	0.80	7.73	20.00	40.00	17.6	21.1	25.0	35.0	349.6	323.5	350.0
16	深浦町	-	-	14.86	20.00	-	-	19.86	40.00	23.7	22.0	25.0	35.0	165.7	138.6	350.0
17	西目屋村	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	24.9	21.3	25.0	35.0	46.3	22.5	350.0
18	藤崎町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	19.2	19.4	25.0	35.0	218.3	213.1	350.0
19	大鰐町	-	-	15.00	20.00	15.36	14.02	20.00	40.00	16.8	15.9	25.0	35.0	392.6	367.0	350.0
20	田舎館村	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	24.4	23.4	25.0	35.0	179.6	152.1	350.0
21	板柳町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	17.5	17.7	25.0	35.0	190.5	179.4	350.0
22	鶴田町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	17.6	17.4	25.0	35.0	181.7	165.9	350.0
23	中泊町	-	-	15.00	20.00	4.45	5.19	20.00	40.00	18.9	18.5	25.0	35.0	173.8	159.5	350.0
24	野辺地町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	11.1	10.0	25.0	35.0	115.4	110.3	350.0
25	七戸町	-	-	14.21	20.00	-	-	19.21	40.00	17.2	16.9	25.0	35.0	153.9	135.7	350.0
26	六戸町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	13.8	14.9	25.0	35.0	115.1	101.4	350.0
27	横浜町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	14.1	12.6	25.0	35.0	118.1	94.6	350.0
28	東北町	-	-	14.16	20.00	-	-	19.16	40.00	13.9	14.2	25.0	35.0	146.3	134.9	350.0
29	六ヶ所村	-	-	14.35	20.00	-	-	19.35	40.00	5.1	5.5	25.0	35.0	-	-	350.0
30	おいらせ町	-	-	14.32	20.00	-	-	19.32	40.00	19.4	18.8	25.0	35.0	175.9	149.7	350.0
31	大間町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	17.7	16.9	25.0	35.0	39.9	29.1	350.0
32	東通村	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	18.6	20.4	25.0	35.0	106.8	65.4	350.0
33	風間浦村	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	17.8	16.2	25.0	35.0	143.9	115.5	350.0
34	佐井村	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	21.0	19.7	25.0	35.0	89.7	88.2	350.0
35	三戸町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	20.0	20.3	25.0	35.0	165.9	170.6	350.0
36	五戸町	-	-	14.30	20.00	-	-	19.30	40.00	24.6	23.5	25.0	35.0	167.4	130.2	350.0
37	田子町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	21.5	18.8	25.0	35.0	174.2	143.3	350.0
38	南部町	-	-	13.94	20.00	-	-	18.94	40.00	21.0	19.4	25.0	35.0	134.8	107.7	350.0
39	階上町	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	17.5	17.1	25.0	35.0	138.6	137.1	350.0
40	新郷村	-	-	15.00	20.00	-	-	20.00	40.00	22.2	21.6	25.0	35.0	190.7	158.7	350.0
市計					20.00				40.00	16.7	15.9	25.0	35.0	178.9	161.9	350.0
町村計					20.00				40.00	17.7	16.9	25.0	35.0	153.5	140.0	350.0
合計					20.00				40.00	17.0	16.2	25.0	35.0	170.9	155.0	350.0

※ 連結実質赤字比率における財政再生基準の「40.00%」は、20、21年度決算に基づく比率である(22年度35.00%、23年度以降30.00%)  
 ※ 実質公債費比率及び将来負担比率の市計、町村計及び合計は加重平均で算出した

## 参考2

### ○健全化判断比率等の対象範囲等



※ 「資金不足比率」は、市町村のみならず、一部事務組合も算定する